

米軍嘉手納基地への軍用外来機飛来に対する意見書

本年、1月16日に米海軍所属のCMV-22オスプレイが飛来したのを始め、電子偵察機RC135W、米軍岩国基地所属及び米州軍の最新鋭ステルス戦闘機F35B等、他の外来機の飛来も相次いでいる。

コロナ禍における様々な懸念がある中で、滞在期間・兵員等の具体的な詳細は明らかにされておらず看過できない。

2015年10月29日に行われた日米安全保障協議委員会（2プラス2）において、訓練の一部を県外・国外で行うとの合意がされているにも関わらず、外来機の飛来が後を絶たず負担軽減と逆行している状態は、到底容認できない。

近年の嘉手納基地周辺における環境基準値を超過した騒音は幾度となく発生・測定されており常駐機の運用に加え、外来機の飛来による騒音被害が増加している事は明らかである。そればかりか、嘉手納基地の騒音については、騒音規制措置（騒音防止協定）においては、午後10時から午前6時までの飛行制限が明記されているものの、基地司令官が出した滑走路運用指示書では、夏場には午前0時まで飛行を認める事が明記され、合意破りを前提とした運用が容認されている。

また、嘉手納基地においては、2月28日から3月12日まで即応訓練が実施されると発表されているが、その期間中には卒業式や高校入試などがあり、今年も轟音が鳴り響き中断せざるを得ない状況が予測されることから訓練を中止すべきである。

地域住民が日常的に航空機被害に悩まされ、町民生活に甚大な悪影響を及ぼしている事を日米両政府は認識し、ルールへの遵守と本質的な負担軽減を図るべきである。

よって、本町議会は町民の生命、財産、安全を守る立場から米軍及び関係当局に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 垂直離着陸輸送機オスプレイの定期的訓練の禁止・日米両政府の配備計画を撤回すること。
- 2 軍用外来機飛来・暫定配備を中止し即時撤去させること。
- 3 嘉手納基地の負担軽減を速やかに実施し、機能移転・訓練移転を図ること。
- 4 騒音防止協定を遵守し、嘉手納基地の騒音軽減を確実に実施させること。
- 5 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。
- 6 全ての在沖米軍基地を整理縮小し、段階的に撤去させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月3日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長